



## つばき時事通信

NO.28

## 高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代表)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

最近の話題で、生活保護の不正受給を耳にします。本来、資産、能力すべてを活用しても生活に困窮する人に、困窮度に応じた保護を実施し、自立を支援するものであるが、偽装離婚で収入のある元夫の家で同居生活を続けているケースや、失業して生活保護を受けているが、知人の口座を利用して株式投資で大きな利益を稼いでいたケース、架空の経歴を作り上げて路上生活者を装えば、誰でも受給できるシステム。

また、扶養義務ある親族から援助が得られるほどの高額所得者がいるにもかかわらず生活保護を継続しているケース。無料の医療費で処方された大量の薬を現金化しているケース、病気を患い生活保護を受給したが、回復後も病気と申告し、職探しをしないケース、など様々なニュースを聞きます。

生活保護を受け、その後働いて自立しているケースはわずか2%といます。

これは大変な社会問題です。不正受給者の中に、「もらい得」などつまらない夢の無いことをいう若者も多いと聞きます。景気も悪く、政治が混迷している中、将来の展望が見えてこない人たちの矛先が就労意欲の減退、生活保護と悪循環しているのかもしれない。しかし、今の生活を変えるのも自分、将来の自分を変えるのも自分の努力無しで成し遂げることはできません。政治の責任ばかりにすることはいかなものかと思う今日この頃です。

司法書士 高橋弘孝

業務及び生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

### [相続の問題]

#### **Q 内縁の妻は、借家権を相続できるか？内縁の夫に相続人がいる場合、その相続人から、借家の明渡を請求されるか**

私は、内縁の夫が借りている借家に一緒に住んで暮らしてきましたが、先日内縁の夫が亡くなりました。私は引き続いて借家に住むことができますか。家主や、内縁の夫の相続人から明渡しを請求されることはありませんか。

#### **A**

内縁の妻は夫の相続人がいる限り借家権を相続することができませんが、相続人の相続した借家権を援用して借家に住むことができます。家主や相続人からの明渡請求は、特別な事情のない限り、権利の濫用と考えられます。

#### 借家権の相続

借家権も財産的価値のある権利ですから、相続の対象になります。借家人が死亡すると、その人に属していた借家権が相続人に相続されます。相続人が複数いる場合には、相続人の遺産分割協議によって、だれが借家権を相続するかを決めることになります。実際上は、被相続人と同居していた相続人が借家権を相続して引き続き借家に住むことが多いでしょう。

#### 内縁の妻の居住権の問題

ところで、借家権が相続の対象になるということになると、借家人である被相続人と同居していた内縁の配偶者や事実上の養子は、引き続き借家に居住することはできないのではない

かということが問題になります。内縁の配偶者が、婚姻届は出していないが実質的には夫婦と同様の関係にある者、事実上の養子は、養子縁組届を出していないが実質的には親子と同様の関係にある者です。いずれも相続権はありません。

借家権を相続できない内縁の配偶者や事実上の養子は、家主や相続人からの明渡請求に応じなければならないかという問題が起こります。

この問題について、相続人がいない場合には、立法的に解決が図られています。

すなわち、昭和 41 年に新設された借家法 7 条の 2 により、相続人がいない場合には、内縁の配偶者や事実上の養子が、亡くなった借家人の権利義務を承継することが認められました。平成 4 年 8 月 1 日から施行された借地借家法 36 条によっても同様です。この場合には、内縁の配偶者や事実上の養子が反対の意思表示をしない以上、借家人の地位はそのまま内縁の配偶者や事実上の養子に引き継がれます。

内縁の配偶者や事実上の養子は、借家契約の借家人の地位を引き継ぐことを認めて家賃を支払えば、家主からの明渡請求に応じる必要はありません。

### 相続人との関係

以上と異なり、亡くなった借家人に相続人がある場合には借家権は相続人に相続されます。内縁の配偶者や事実上の養子は借家権を相続せずして、その居住権はどのように保護されるかが問題です。

この点に関する判例の考え方は、借家権そのものは相続人に承継されることを認めた上で、内縁の配偶者や事実上の養子は、相続人の承継した借家権を援用して居住の継続を主張し得るとするもので、援用権説といわれております。内縁の配偶者や事実上の養子は、家主からの明渡請求に対して、借家権を援用してその家屋に居住する権利を対抗することができます。相続人からの明渡請求に対しても、相続人自ら居住する必要があるなど特別の事情が無い限り、明渡請求は権利の濫用にあたる考えられます。

このように借家権を援用するという考え方によると、借家契約自体は相続人が承継しますから、その契約に伴う権利や義務も、相続人が引き継ぎます。

例えば、家賃支払い義務は相続人が負担することになり、内縁の配偶者や事実上の養子は家賃支払い義務を負わないと考えられています。その結果、相続人が家賃を支払わなければ、借家契約を解除されてしまい、居住している内縁の配偶者や事実上の養子は明け渡さざるを得なくなってしまう。相続人が家賃を支払わない場合には、内縁の配偶者や事実上の養子が、実際には家賃を立て替えて支払わざるを得ないでしょう。

〔参考となる法令など〕

借地借家法 7 条の 2

借地借家法 36 条

最判昭 37.12.25 民集 6.12.2455

最判昭 42.2.21 民集 21.1.155

最判昭 42.4.28 民集 21.3.780

司法書士 高橋弘孝

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主→過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き